

保育施設へ入所する前の手続き等

保育施設とは、就労などにより家庭での保育が困難な保護者にかわって保育を行う施設です。3ページの保育施設（保育所・認定こども園、地域型保育）が該当します。保育施設を利用するためには、保護者が「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。保育施設の利用を希望する方は、市へ認定申請と利用申請を同時に行ってください。

★利用できる保育施設★

●保育所

0歳～5歳のお子様の保育を行う施設です。

●地域型保育事業所

0歳～2歳のお子様の保育を小規模な環境の中で行う施設です。

地域型保育事業所では、連携施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を設定しており、お子様が3歳児クラスに進級する際は、原則として連携施設へ入所できます（連携施設以外の施設を希望する場合には、改めて利用申請が必要です）。

＜地域型保育の分類＞

施設類型	定員	保育内容
家庭的保育	5人以下	家庭的な雰囲気のもとで保育を行います
小規模保育	6人～19人	少人数を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います
事業所内保育※1	—	会社の保育施設などで、従業員と地域の子どもを一緒に保育を行います
居宅訪問型保育※1	1対1	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います

※1 令和8年度は行田市内に事業所内保育及び居宅訪問型保育はありません。

●認定こども園（保育）

0歳～5歳のお子様が利用でき、教育と保育を一体的に行う施設です。

なお、教育のみを利用する場合は申請方法などが異なりますので、詳しくは18ページ以降「教育施設へ入所する前の手続き等」をご覧ください。

★教育・保育給付認定★

保育施設の利用を希望する方は、市から教育・保育給付認定（保育を必要とする事由や保育認定区分、保育必要量等）を受ける必要があります。

認定申請の受理後、原則３０日以内に保育必要量等を記載した支給認定証を交付します。ただし、４月入所受付時は認定事務が集中し、審査に時間を要するため、行田市では支給認定証の交付は１月下旬ごろを予定しています。

●保育を必要とする事由

提出いただいた保育の必要性を証明する書類に基づき、保育を必要とする事由を認定します。主な事由は次のとおりです。

- ・就労（月６４時間以上の就労が対象）
- ・妊娠・出産（出産前６週間、出産後８週間）
- ・保護者の疾病・障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・求職活動（施設の利用開始後、３ヵ月以内の就労が前提）
- ・就学
- ・育児休業取得中に、既に保育施設を利用しているお子様がおり、継続利用が必要であること（既に利用しているお子様の年齢によって、継続利用可能な期間が異なります。）
- ・災害復旧
- ・その他、上記以外で市町村が認める事由

●年齢による保育認定の区分

０～２歳は３号認定、３～５歳は２号認定となります。

３号認定から２号認定の切り替えは誕生日の前日に行います（切り替えには申請等の必要はありません）。なお、保育所等のクラスや保育料は、４月１日現在の認定区分が１年間適用されます。

※認定区分の確認については、２６・２７ページをご覧ください。

●保育必要量

保護者の就労状況等に基づき、どれくらいの保育時間を必要とするかを認定します。

「保育標準時間（保育時間最大１１時間）」と「保育短時間（保育時間最大８時間）」の区分があり、保育の利用可能時間が異なります。

※利用可能時間の詳細は、１２ページをご覧ください。

★入所手続き★

●市内保育施設を希望される場合

事前準備

- 希望する保育所へ必ず申込み前にお子様と一緒に見学に行ってください。
- 入所希望月によって申込書類の配布場所が異なります。

入所希望月	配布場所
令和8年4月	子ども未来課、市内保育施設
令和8年5月以降	子ども未来課

電子申請

- 面談の前に電子申請をお願いします。
電子申請のURLは申込書類に記載しています。

書類確認 面談

- ご家庭の状況や保護者の勤務状況などについて、申請書提出時に子ども未来課にて、市職員が聞き取りをさせていただきます。
※入所を希望されるお子様と一緒に、窓口にお越しください。

入所希望月	提出先	提出期限
令和8年4月	子ども未来課 (窓口)	令和7年10月1日 ～10月20日 ※月～金曜日の8:30～16:30 ※19日(日)の8:30～11:30
令和8年5月 ～令和9年2月		前月10日まで ※10日が休日の場合は翌開庁日 (翌開庁日までの間に日曜日がある 場合は日曜日午前中まで)
令和9年3月		令和9年1月31日

認定

- お子様の年齢や保護者の就労状況等に基づき、教育・保育給付認定を行います。

利用調整 (再調整)

入所保留

- 保留通知書を送付いたします。
(再選考の場合は改めて送付しません。利用施設が決定次第、入所承諾書を送付します)

入所待機

- 申請の取り下げがない限り、年度内は3月入所まで再選考を行います。

入所承諾

- 入所希望月によって入所承諾通知書の送付時期が異なります。

入所希望月	送付時期
令和8年4月	1月下旬～2月上旬
令和8年5月以降	入所1週間前

入所準備

- 入所が決定した保育所等へ連絡し、入所説明会の日程などについてご確認ください。また日々の保育に必要な物品の準備をお願いします。

●市外の保育施設を希望される場合

行田市外の保育施設を利用するには、保護者の方から行田市へ認定申請と施設の利用申請を提出いただいた後、行田市から施設の所在市町村へ利用調整の依頼を行います。

各市町村により、利用調整の締切日や受け入れの条件（勤務地、祖父母の居住地等）、必要書類が異なっており、転入予定等希望事由によっては申請方法等も異なります。
必ず事前に施設の所在市町村へお問い合わせの上、各市町村の利用調整の締切日の1週間前までに子ども未来課へ申請してください。

●施設の事前見学

保育所等の選定におきましては、お子様の保育に最適な施設を選定していただくため、施設から保育方針等の説明を受けるとともに、保育環境を確認していただくため、申込前に保護者とお子様での施設見学をお願いしています。原則として、施設見学がお済みでない場合は、入所内定を行えませんので、必ず入所申込前に希望する保育施設へ見学に行ってください。

なお、保育施設によっては、見学日を設けている施設もありますので、事前に施設へ連絡していただきますようお願いいたします。

また、お子様がお持ちのアレルギーや病気、発育についてなど、入所にあたって心配なことがございましたら、見学の際にご相談ください。

●利用調整

保育施設の利用調整時には、ご家庭や就労状況などを考慮し、優先度の高い方から利用施設を決定します。

次の場合は、優先度が高くなります。

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・お子様が障害をお持ちの場合
- ・育児休業明け
- ・兄弟姉妹が同一の保育所などの利用を希望する場合
- ・地域型保育事業所の卒園児童
- ・虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合

また、次の場合は優先度が低くなります。

- ・保護者が求職活動中の場合（保育の認定期間は3ヵ月となります。）
- ・同居者（65歳未満の祖父母）が児童を保育できる場合

●お子様が食物アレルギーをお持ちの場合

食物アレルギーを持つお子様を保育所等でお預かりする場合は、安全な保育を行うために、施設の利用申請時に医師による「生活管理指導表」及び「アレルゲン検査結果表」を提出いただきます。

提出いただいた生活管理指導表は、施設の職員と共有し、献立の作成時などに活用します。

アレルギーの症状によっては、給食の提供ができないため、お弁当の持参をお願いする場合や、保育の受入れができない場合もありますので、ご了承ください。

●お子様が障害をお持ちの場合

疾病や障害を持つお子様を保育所等でお預かりする場合は、安心して安全な保育を行うために、保育士等の追加配置や保育室のレイアウト等を変更する必要があります。そのため、保育施設へ見学に行った際に必ずお子様の状況（どのような補助が必要となるか等）を説明してください。また、お子様の現在の状況を確認するため、医師の診断書等の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

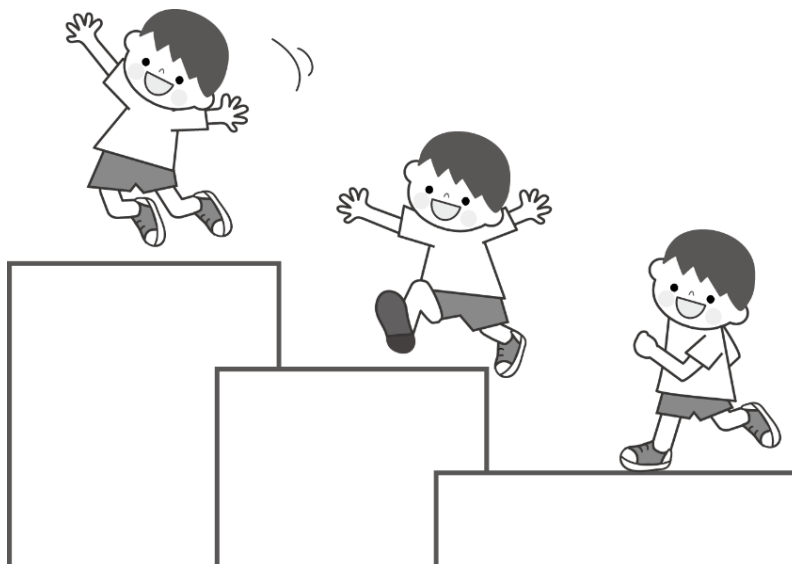
なお、保育所等の状況によっては、保育の受入れができない場合もありますので、ご了承ください。

●育児休業中の取扱い

育児休業取得期間中は、復職日が1日～10日の場合は前月から、復職日が11日以降の場合は当月から入所申請することができます。

- ・例1：5月10日に復職される場合 ⇒ 4月から入所可能
- ・例2：5月11日に復職される場合 ⇒ 5月から入所可能

なお、保育所等へ入所が決定した際に育児休業を短縮して復職する場合には、就労証明書に入所決定月の翌月10日までに復職が可能である旨の記載が必要になります。また、復職後に就労証明書を提出してください。



★申請に必要な書類★

申請書類は、お子様1人につき1枚提出してください。ただし、兄弟姉妹で同時に申請される場合、就労証明書などの証明書類は原本を1部ご提出いただければ、2部以降はコピーでも構いません。なお、提出された書類は返却できません。また、証明書類等は、発行から3ヵ月以内のものに限ります。

全 員 必 要	■支給認定申請書（兼入所申込書）※電子申請の場合紙での提出は不要 ■保育所等入所児童家庭・健康状況表 ※電子申請の場合紙での提出は不要 ■保育所等利用申込に関する確認書及び質問表（両面）★ ■保育施設の見学のときに確認していただきたいこと★ ■保育の必要性を証明する書類 □就労（予定）されている方 ⇒就労証明書★（月64時間以上勤務している事が必要です） □母親が出産前後の方 ⇒母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載されたページ） □保護者が学校に在学中、入学予定の方 ⇒ 在学証明書 及び 時間割等 □保護者が疾病・障害の方 ⇒申立書★ 及び 障害による手帳等の交付を受けていない場合は保育が困難である旨が記載された診断書（手帳の交付を受けている場合、診断書は不要） □保護者が祖父母等を介護している方 ⇒申立書★ 及び 介護が必要であることがわかる書類 □保護者が求職中の方 ⇒ 就労確約書★ □その他 ⇒ 申立書★ ■申請者のマイナンバーカード 又は 申請者のマイナンバー通知カード及び提出者の身元確認書類（運転免許証、旅券等で写真つきのもの） ※面談の際に職員がその場で確認します。
該 当 者 の み 必 要	□市外の保育所等を希望する場合 ⇒ 市外保育所等希望理由申立書 ※その市町村へ転出予定の場合 ⇒ 転出先住居の賃貸契約書、売買契約書などの写し □お子様が食物アレルギーを持っている場合 ⇒ 生活管理指導表★ 及び アレルゲン検査結果表 □お子様が疾病や障がいを持っている場合 ⇒ 医師の意見書★ 又は 診断書 □65歳未満の同居祖父母がいる場合 （世帯や家屋は別でも、同一住所に居住している場合は同居とみなします） ⇒ 児童を保育できないことの証明書（就労証明書★ など） □外国籍の場合 ⇒ 在留カードの写し

★は市の指定様式があります。指定様式以外の書類で提出される場合、必要事項が記載されていなければ無効となります。